

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費等の使用に関する行動規範

文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費を使用する上での構成員の取り組みの指針を明らかにすべきものとしてこの行動規範を定め、一人ひとりがこれを実践するものとする。

- 1) 公的研究費等が国民の税金等で賄われた公的な資金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。
- 2) 公的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知及び当研究所が定める規程等及び使用ルール並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
- 3) 研究者は、公的研究費は機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
- 4) 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、研究者の効率的な研究遂行を支援する事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 5) 公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6) 不正使用が疑われる場合は、黙認せず、速やかに相談窓口へ相談するなど適切に対応しなければならない。(公的研究費管理・監査規程 第14条2項)

この行動規範は、令和3年4月1日から施行する。